

男女共同参画ハンドブック

主役でいこう!

女に生まれても、男に生まれても、
一人の個人としてお互いを尊重し、
一人ひとりが個性豊かに
生きることができる、
それが **男女共同参画社会** です。



令和8年
福井県

はじめに…

みなさんにとっては、男女平等は当たり前のことかもしれません。

でも、みなさんを取り巻く社会では、物事を男性だけで決めたり、男性と女性のイメージを固定化したりすることによって、その人らしさよりも性別で能力を決め付け、可能性の芽を摘んでしまうことが、依然として様々な場面で起こっています。

また、そうした社会の状況から、知らず知らずのうちにみなさんの心の中にも、不必要に性別にこだわって、「男にはできない」「女らしくない」と可能性の選択肢を、はじめから限定していることがありますか。

性別に関わりなく、一人ひとりが個性と能力を発揮し、共に責任と喜びを分かち合う社会を **男女共同参画社会** といいます。男性も女性もお互いを認め、尊重し合い、そして、何よりも自分らしさを発揮できる社会…言い換えれば「みんなが主役の社会」をみなさんが主役になってつくっていきましょう。

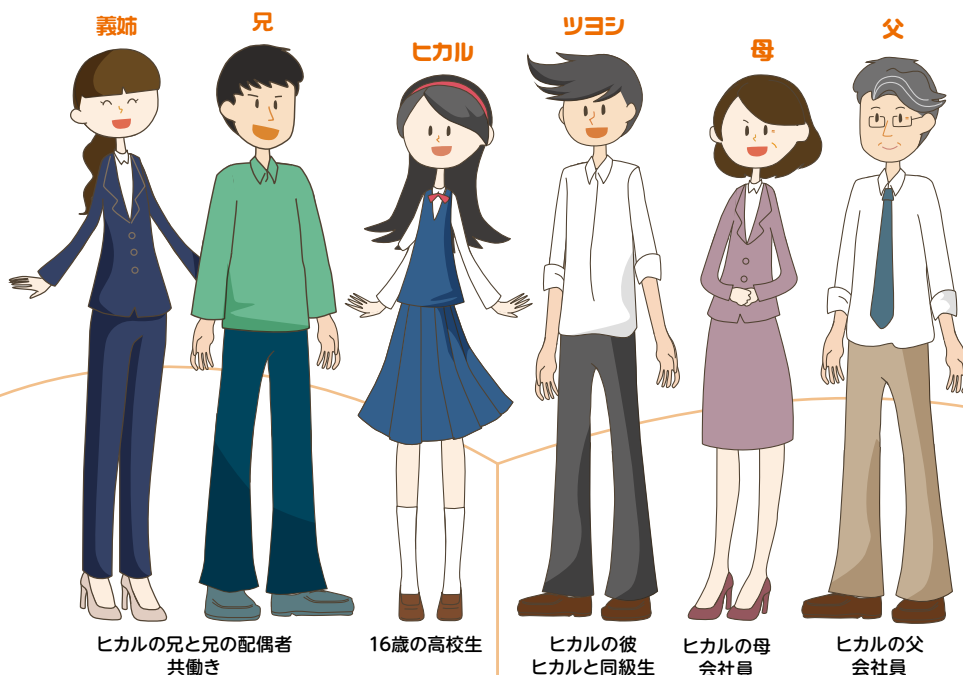
福井県男女共同参画計画について

福井県では、令和4年度からスタートした第4次福井県男女共同参画計画「ふくい“しあわせ実感”パートナープラン」に基づき、「性別による役割分担意識の見直し」や「多様な職業選択の推進」などの施策を進めています。



▲
ふくい“しあわせ実感”
パートナープラン

登場人物



目次

- 1 可能性を広げて進路を決めよう 4
- 2 女性がリーダーになってもいいんじゃない? ... 6
- 3 ワーク・ライフ・バランスが大切 8
- 4 お兄ちゃんが育児休暇を取る! 10
- 5 デートDVって聞いたことある? 12
- 6 みんなが主役の社会をつくろう 14

用語解説

- 男女雇用機会均等法 4
- ポジティブ・アクション 6
- セクハラ（セクシャルハラスメント） 6
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 6
- 固定的性別役割分担意識 8
- ジェンダー（社会的性別） 8
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 8
- 育児・介護休業法 10
- DV（ドメスティック・バイオレンス） 12
- デートDV 12
- 参画 14
- エンパワーメント 14
- 政策・方針決定過程への参画 14

資料

- 年表（福井県の動き、国の動き、世界の動き） 16
- 相談窓口 17

1

可能性を広げて 進路を決めよう



ぼくは看護師を
目指すよ

工学部に
進みたいけど...

用語解説

●男女雇用機会均等法(以下「均等法」)

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するために、昭和61年4月に施行された法律。平成18年の改正により女性に対する差別の禁止が男女双方に対する禁止に拡大されました。募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、解雇、昇格、職種変更、退職勧奨、雇止めについて性別を理由とした差別が禁止されています。また、形式上男女を募集の対象としていても、「身長〇センチ以上」「転勤あり」など一方の性に不利益となる要件を課すなどの間接差別についても禁止されています。また、セクシャル・ハラスメント防止のための配慮を事業主に義務付けたり、妊娠・出産を理由とする解雇禁止なども明記されています。

わたし、ヒカル。高校1年生。

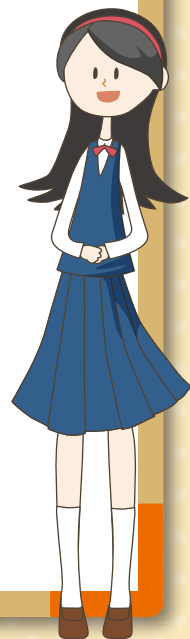
この前のホームルームで、進路希望表を書いてくるように言われたけれど、まだ迷っている。
新しいスマホやスマート家電の開発をしたいから、工学部に進みたいと思っている。

この前、学校で「女子高校生のための理工学進学セミナー」があった。
セミナーの講師は、建設会社で技術系の仕事をしている女性で、いいなあと思った。
「確かに建設会社は男性が多くて大変なことも多いけれど、好きな仕事をするのはやりがいがあって楽しい。」とその女性は言っていた。

でも、家族に相談したら「工学部だと、女の子は就職が大変なんじゃないか?」って言われた。

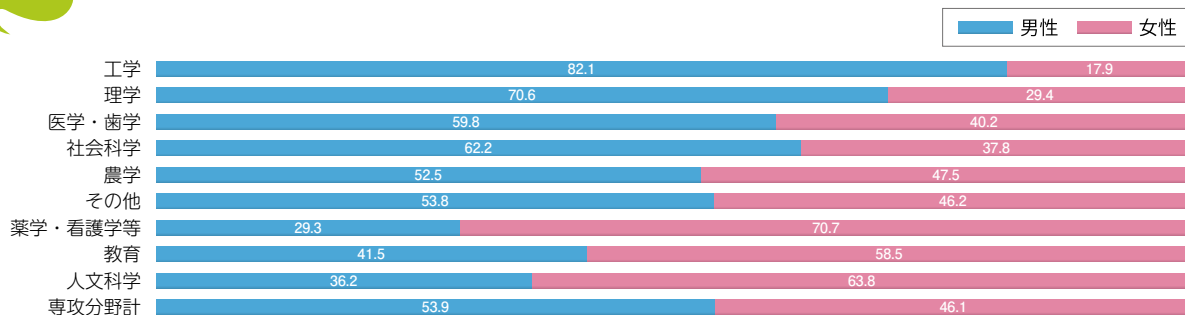
同級生の彼、ツヨシもまだ迷っているみたいだけど、看護師になりたいと言っている。
わたしは「看護師って、ほとんどが女性なんじゃない?」って言ったけど、
ツヨシは「今は男性の看護師も増えているし、自分の力を活かすのに、男性も女性もないと思うよ」
って言った。

わたしも「男だから」「女だから」ではなく、「自分が何をやりたいか、何ができるか」を真剣に考
えて、進路を決めようと思う。



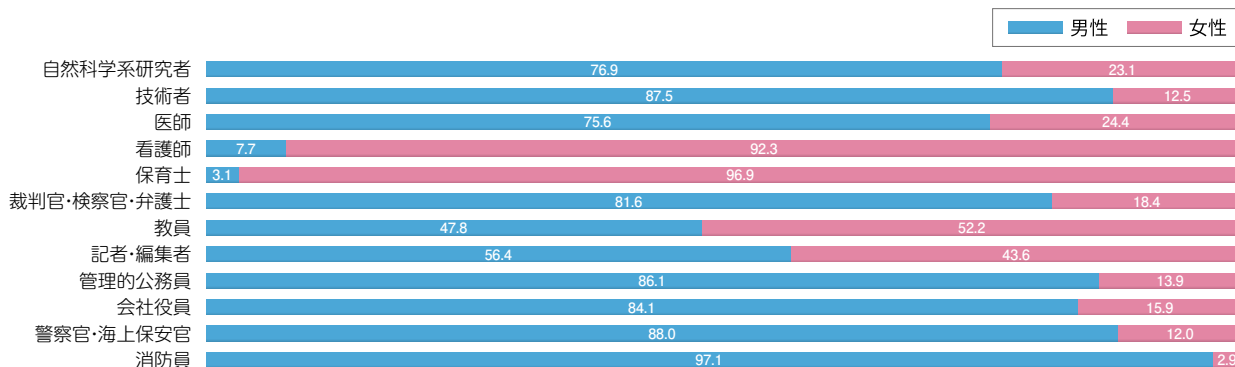
データから
考えてみよう!

専攻分野別(大学学部)に見た男女の割合



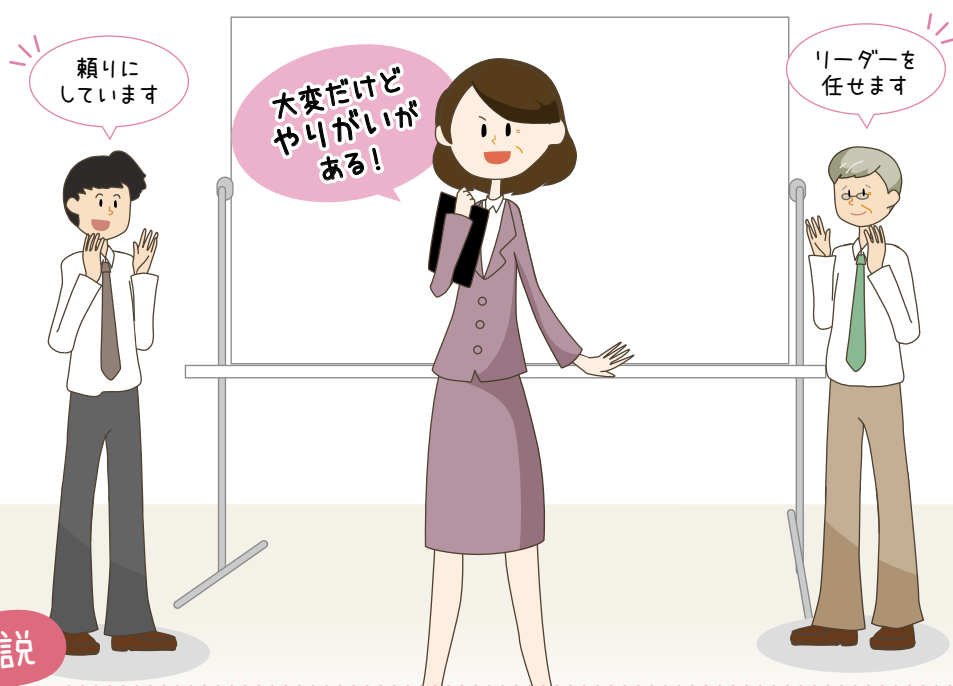
資料出所: 文部科学省「学校基本調査」(令和7年度)

職業別の男女の割合



資料出所: 総務省「国勢調査」(令和2年)

女性がリーダーになってもいいんじゃない？



用語解説

●ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画するために、現にある男女間の格差を改善する方法として、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供することをいいます。

均等法第8条においても、男女の労働者の間に事実上生じている格差を解消するために、女性に対して一定の優遇措置を講じることによって、これまでの格差を解消していくことは違法ではないということが規定されています。具体的には、女性が少ない業種への採用・配置、役職への登用に際して、基準を満たすものの中で女性を優先することなどです。暫定的な特別措置であり、逆差別にはあたらないとされています。

●セクハラ(セクシャル・ハラスメント)

セクハラとは、相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に仕事の上で不利益を与えたりするような性的言動を指します。

例えば、意図的であってもなくても、冗談半分で体に触ったり、容姿やプライバシーなどについての相手が嫌がる言動などで、相手が仕事をしづらくなるとすれば、それはセクハラです。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成27年9月に施行された法律。これにより、平成28年4月から、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等*)に義務付けられました。また、令和7年6月の法改正により、令和8年4月1日から、従業員101人以上の企業に、従来の情報公開義務に加え、「男女間賃金差異」および「女性の管理職比率」の情報公表が必須項目として義務付けられました。

母は県内の会社で事務の仕事をしている。

この前から新しい仕事を任されて、リーダーとしてがんばっている。

母ははじめ、「私はリーダーなんてできない」と思って、断ろうかなと考えたらしい。

でも、別の部署でリーダーとしてがんばっている人や、職場の上司から励まされて、引き受けることにしたと言っていた。

今は「大変だけど、やりがいがある」と張り切っている。

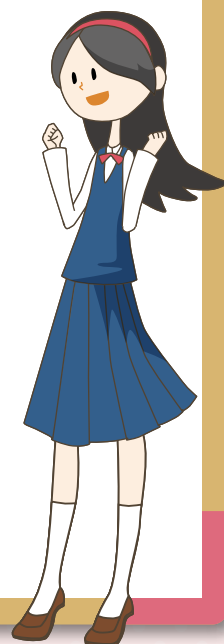
最初から男だから女だからと性別で、仕事の内容や能力まで決め付けるのはおかしいと思う。

女性が活躍することは、会社にとってもプラスになることなのに。

女性が個性と能力を十分に発揮して、希望どおりに働くことができる社会になるといいな。

わたしも、社会に出たら「女だから」と尻込みせずに、いろいろなことにチャレンジしてみたい。

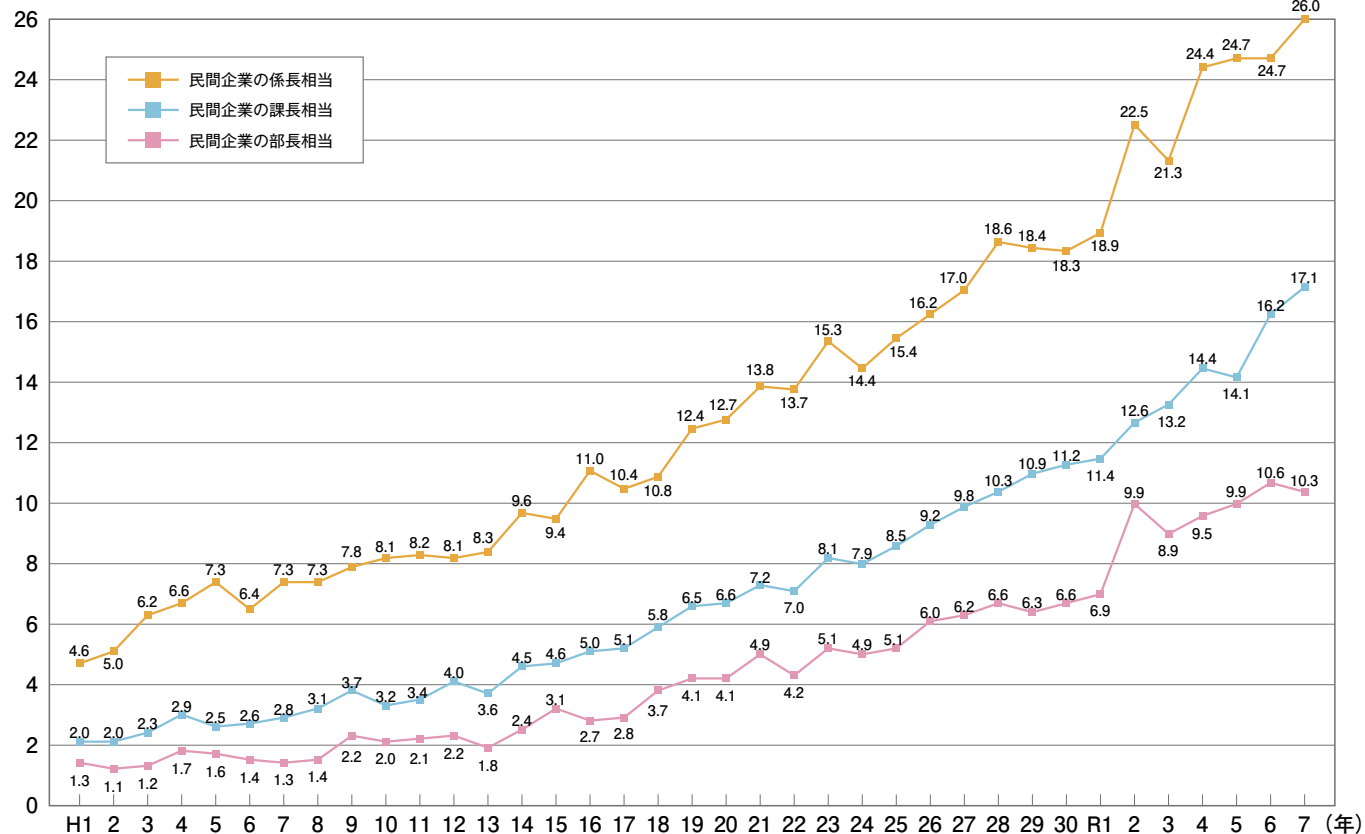
どうせ働くなら、やりがいがある働き方がしたいよね。



データから
考えてみよう！

民間企業の管理職に占める女性割合の移り変わり

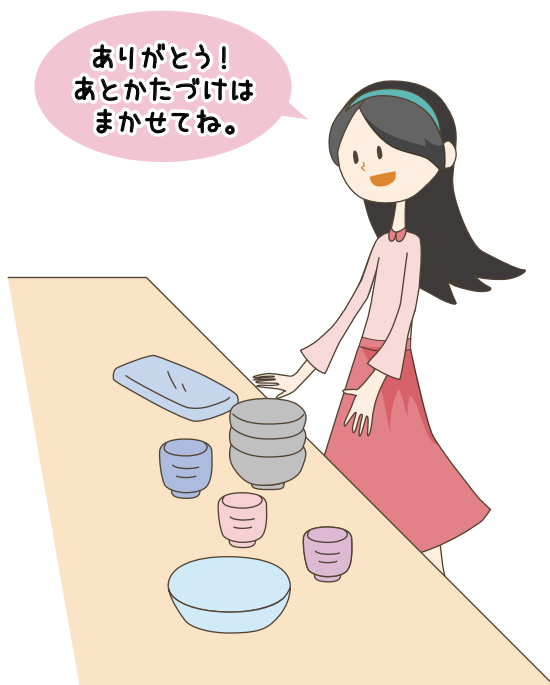
民間企業における管理職の女性の割合は徐々に上昇していますが、まだまだ少数です。



資料出所：賃金構造基本統計調査

3

ワーク・ライフ・ バランスが大切



用語解説

● 固定的性別役割分担意識

一般的に「男は仕事、女は家庭」と表現されるように、個人の個性や能力に関係なく、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

まずは、固定的性別役割分担意識に気づき、男性も女性も互いの能力を発揮し合い、喜びも責任も分かち合えるよう私たちの意識を変えていくことが大切です。

● ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的な性別があります。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー(社会的性別)」といいます。

● 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

個人が仕事上の責任を果たしつつ、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組むことができ、両者の実現が可能な状態のことをいいます。

仕事と生活の軸足の置き方は、働き手によって、またライフステージによっても違います。このため、個々人にとって望ましいワーク・ライフ・バランスのあり方は多様です。また、「ライフ」の内容も、家庭生活だけでなく、地域活動、学習、健康などさまざまなものがあります。このようなライフスタイルの多様性を踏まえ、各人が自分に適したワーク・ライフ・バランスを実現できるような取組みが求められます。そのためには、効率的な働き方や柔軟な働き方、さらには働き方のバリエーションを増やすことが重要です。

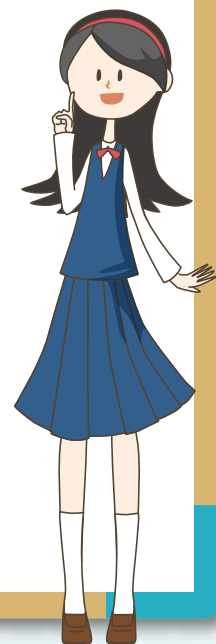
福井県は働く女性が多い県なんだって。

それでも、「男は仕事 女は家庭」と考えがちな人もまだまだ多いと聞いたことがある。
女性だけが、働いて家事もしなければならないと考えるのは変だと思う。

うちは父も母も働いているから、家事は家族みんなで協力してやろうと話し合って決めた。
父は最近、料理に興味があって、早く帰ってきたときは、夕ご飯を作っている。
わたしは後かたづけ担当だ。

家族構成はそれぞれの家庭で色々だから、こうでなければならないという決められた形はない。
家族がお互いに協力して、支えあっていけたらいいなと思う。

これからは、**男性も女性も、仕事と家庭、どちらもバランスよく両立することが大切**だね。



データから
考えてみよう!

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

	否定派	肯定派	差
男性	57.2 %	27.0 %	30.2 %
女性	72.4 %	13.4 %	59.0 %

(R7 男女共同参画に関する県民調査)

女性の就業率

1位	東京都	58.05%
2位	福井県	55.63%
3位	沖縄県	54.87%
4位	石川県	54.15%
5位	愛知県	54.12%

資料出所／総務省「国勢調査」(令和2年)
※就業率：15歳以上人口に占める就業者

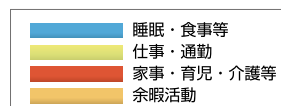
福井県の男女別 1日の生活時間

(有業者の週平均)



資料出所：総務省「社会生活基本調査」(令和3年)

家事・育児・介護等の負担が大きい女性は、男性とくらべて、余暇活動に費やす時間が短くなっています。



4

お兄ちゃんが 育児休暇を取る!



出生直後の大事な時期に男性が柔軟に育休を取得できるようになります。

● 育児・介護休業法

働きながら子育てや介護を行う労働者が、仕事と家庭の両立を図るための休業制度等を定めた法律で、男女問わず適用されます。

● 産後パパ育休(出生時育児休業)の概要 (令和3年6月9日公布、令和4年10月1日施行)

	従来の制度	左記に加え「産後パパ育休」制度がプラス
対象期間 取得可能日数	原則子が1歳(最長2歳まで)	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで	原則休業の2週間前まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能
休業中の就業	原則就業不可	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

お兄ちゃんの家族に2人目の子どもが生まれた。

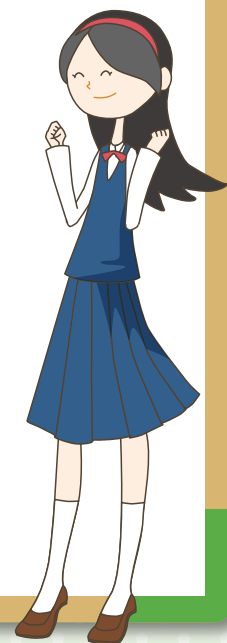
お兄ちゃんと美由紀お姉さんは夫婦で話し合っ、今回はお兄ちゃんが育児休暇をとることにしたそうだ。

1人目の子どもが生まれたときも、2人で協力して育てたいと言っていたけれど、実際には、お兄ちゃんは残業、残業で、家に帰るのが夜遅い日が続いて、なかなか育児ができなかったみたい。だから、結果として育児と家事の負担が、全部、美由紀お姉さんにかかってしまったらしい。

今回は、会社の上司と事前に相談して、同じ職場のみんなも協力してくれることになったとか。それに、以前に育児休暇をとった男性の先輩からいろいろアドバイスももらったんだって。

お兄ちゃんは「生き方は人それぞれだけど、僕らは仕事をもちながら、2人で協力して、家事も育児もやっていきたい。」って言っていた。そんなお兄ちゃんはちょっとカッコいい。

夫婦二人が協力して子育てするって、いいな。



データから
考えてみよう！

育児休業取得率

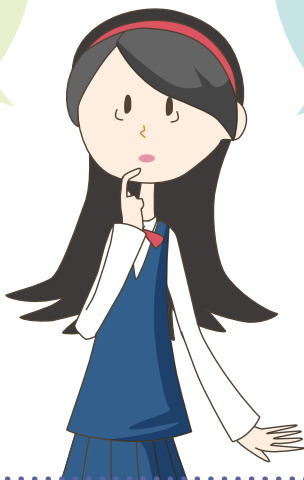
育児休業については平成16年度以降、**女性は約9割**が取得しています。

男性の取得率は、令和6年度約4割と、徐々に取得者が増えてきています。今後さらに男性の育児休業取得を増やし、男性の家事・育児参加を促進する必要があります。



資料出所：福井県労働政策課「福井県勤労者就業環境基礎調査」

デートDV って 聞いたことある？



用語解説

●DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦など親密な関係にある男女(パートナー)間においてふるわれる暴力のことで、その多くは男性から女性に対して加えられています。

「暴力」とは殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、「誰のおかげで生活できるんだ」と大声でどなるなどの精神的暴力なども含まれます。

・身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつける など

・性的暴力

望まない性行為の強要、避妊に協力しない など

・社会的暴力

友人や親戚などとの付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする など

・精神的暴力

馬鹿にする、無視する、大声でどなる など

・経済的暴力

生活費を渡さない、金銭的自由を与えない など

●デートDV

配偶者や同棲相手ではなく、交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼びます。

「デートDV」は、中高生や大学生など未成年の間でも起こります。

お互いにより関係を築くためには、相手が自分とは違う意見や感情を持っていることを認め、尊重することが大切です。

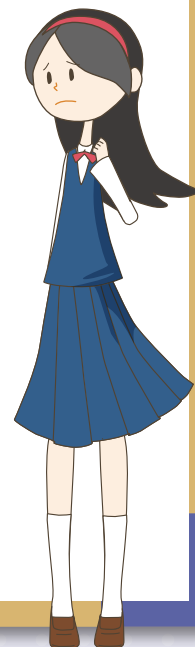
今日、ホームルームの時間に「デートDV」のパンフレットが配られた。
DV って言葉は聞いたことがあったけれど、大人の問題だと思っていた。
それに、殴ったり、蹴ったりすることだけがDVだと思っていた。

デートDVは私たち高校生の間でも起こる可能性がある。
何かにつけてバカにしたり、無視したりするのも暴力なんだって知った。
それから、恋人同士での行き過ぎた束縛もDVなんだって。

恋人同士だったら、相手の携帯メールを覗くくらいいいじゃないって思っていたけれど、相手
が嫌がっているのに、メールチェックして相手の行動を干渉することはいけないことなん
だってわかった。

それに、相手に嫌われることを恐れて、イヤなことを我慢して相手のいいなりになる必要はないよね。

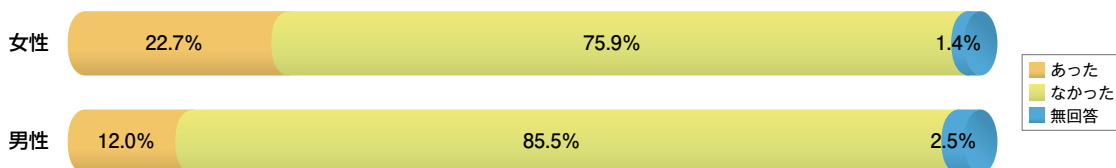
「暴力を認めない」「自分のことを大切にする」「相手のことも大切にする」
相手が自分とは違う意見や感情を持っていると認め、**お互いを尊重すること**がよりよい関係
をつくっていくためには必要なんだ。
ツヨシともちゃんと話してみよう。



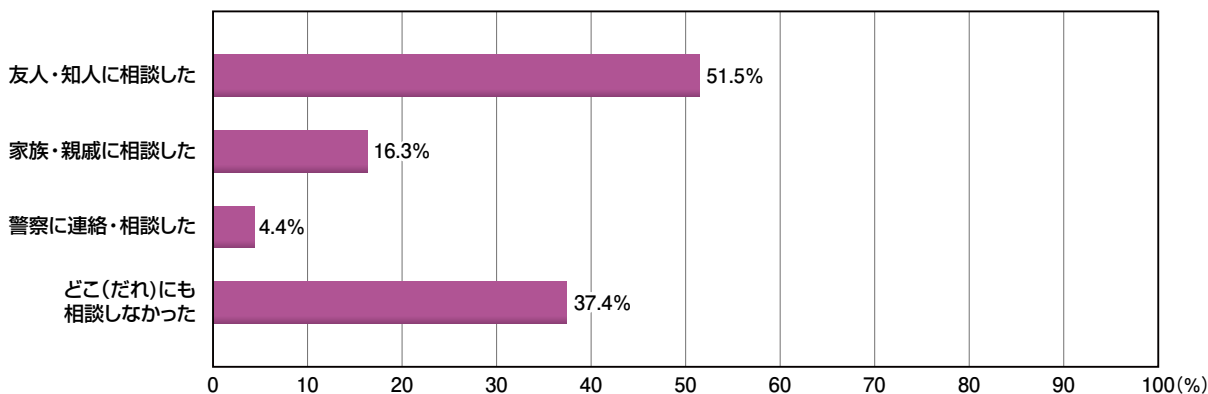
データから
考えてみよう！

交際相手からの被害

Q1 「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」などをされた経験がある(女性1,189人、男性923人から) 回答



Q2 被害についての相談先(被害経験を有する女性270人から回答)



資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)

みんなが主役の 社会をつくらう



用語解説

●参画

単に決定段階に参加するだけでなく、企画・立案の段階から責任をもって関わっていくこと。

●エンパワーメント

個人として、社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。特に、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況を踏まえ、行政などでは女性のエンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実を図っています。

●政策・方針決定過程への参画

意思決定の場に女性が参画していくことは、従来の男性中心の社会システムに、女性の視点や発想、価値観が反映されるので、より豊かで広い選択肢を持つ社会が形成されることとなります。

議会を始めとして、行政、企業、団体等における政策・方針決定の場への女性の参画の拡大が望まれています。

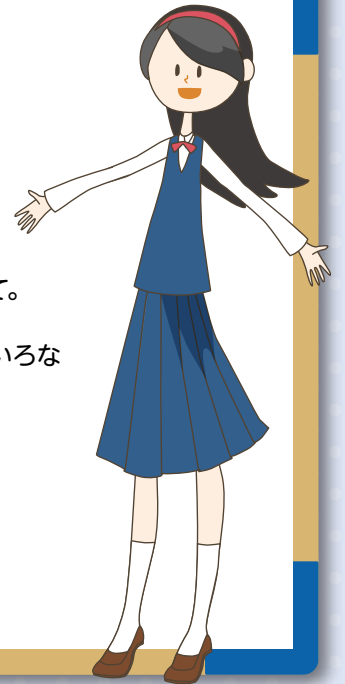
となりの家のおばさんが町内会長になった。
 おばさんは、以前からまちづくりと環境問題に熱心に取り組んでいた。
 母もとなりのおばさんと一緒にまちづくり活動をしていたから、とても嬉しい。

「女の人が町内会長になるってめずらしいね。」って言うと、母は
 「代表者は男の人、陰で支えるのが女の人ってことが多いでしょ。
 女性も意見を言って、みんなで町内会の活動をもっといいものにしていけるといわ。」って。

母のいうとおり、何かを決めようとするときには、女性も男性も、高齢者も若い人も、いろいろな人たちの立場が尊重され、意見が活かされなくちゃならないんだよね。

私たちは、一人ひとりが、この社会でかけがえのない大切な存在。

**お互いに尊重し合って、自分たちの可能性を広げていこうよ。
 みんなが主役の社会がいいね！ みんな、主役でいこうよ！**



データから
 考えてみよう！

福井県内の女性の自治会長数

令和7年の福井県内の女性自治会長数は115人です。
 女性比率は3.2%で、令和7年の全国平均の7.8%を下回っています。

福井市… 89人(5.8%)	鯖江市… 4人(2.6%)
敦賀市… 1人(0.8%)	越前市… 3人(1.2%)
小浜市… 1人(0.7%)	坂井市… 11人(2.5%)
大野市… 4人(1.9%)	越前町… 1人(0.8%)
勝山市… 1人(0.9%)	

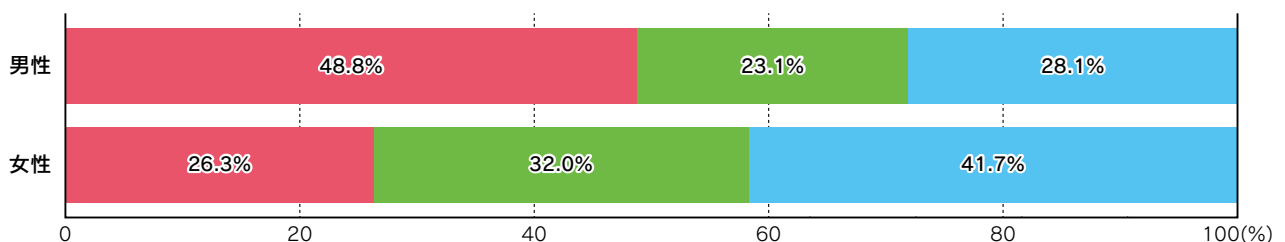


(R7 内閣府調べ)

地域社会での意思決定へのかわり

Q.自分自身は地域社会での重要な方針決定過程にどの程度かかわっているか？

A.かかわっていると答えた男性は48.8%。それに対して女性は26.3%にすぎません。



■ かかわっている
 ■ かかわりたいと思っているが、実際にはかかわっていない
 ■ かかわりたいと思っておらず、実際にもかかわっていない

資料出所：R7男女共同参画に関する県民調査（福井県）

男女共同参画
に関する

福井県・日本・世界の動き

福井県の動き

- 1978 ・厚生部婦人児童課に婦人問題担当を配置
・「福井県婦人問題行政連絡協議会」設置
- 1983 ・青少年課を青少年婦人課に改め婦人対策室を設置
- 1985 ・婦人の地位向上推進連絡会設立
・「ふくい婦人の10年計画」策定(向上連)
- 1987 ・「21世紀をめざすふくい女性プラン」県内行動計画策定
- 1989 ・青少年婦人課を青少年女性課に、婦人対策室を女性対策室に改称
- 1995 ・青少年女性課女性対策室を青少年女性課女性政策室に改称
・「福井県生活学習館(ユウ・アイふくい)」開館
・ふくい女性財団設立
・第4回世界女性会議NGOフォーラム派遣
- 1998
2000 ・「ふくい男女共同参画プラン」策定
・女性政策室を男女共同参画室に改称
・「男女共同参画を考える日」制定
- 2002 ・「福井県男女共同参画計画」策定
・「福井県男女共同参画推進条例」公布・施行
- 2003 ・「福井県男女共同参画審議会」設置
・「男女共同参画月間(6月)」実施
・男女参画・県民活動課設置
- 2006 ・「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定
・「福井県男女共同参画計画」改定
- 2009 ・「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」改定
- 2012 ・「第2次福井県男女共同参画計画」策定
- 2014 ・「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」改定
- 2015 ・男女参画・県民活動課を女性活躍推進課に改称
- 2017 ・「第3次福井県男女共同参画計画」策定
- 2019 ・女性活躍推進課を県民活躍課に改称
- 2022 ・ふくい「しあわせ実感」パートナープラン～第4次福井県男女共同参画計画～策定
- 2023 ・女性活躍課を新設

日本の動き

- 1975 ・総理府に婦人問題担当室設置
・婦人問題企画推進本部設置
- 1977 ・「国内行動計画」策定
・国立婦人教育会館開館
- 1985 ・「国籍法」の施行
・「男女雇用機会均等法」の公布
・「女子差別撤廃条約」の批准
- 1986
1987
1991 ・「男女雇用機会均等法」の施行
・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
・「育児休業法」公布
・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定
・中学校で技術・家庭科の男女共修開始
・「育児休業法」施行
- 1992
1994 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置
・「男女共同参画推進本部」設置
・高校で家庭科の男女共修開始
- 1996
1997
1999
2000
2001 ・男女共同参加ビジョン答申
・男女共同参画2000年プラン策定
・「男女雇用機会均等法」改正
・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
・男女共同参画計画策定
・内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置
・「第1回男女共同参画週間」実施(6/23～6/29)
・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行
- 2002
2003
2004 ・「改正育児・介護休業法」施行
・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
・「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
- 2005
2007
2008 ・「改正育児・介護休業法」施行
・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
・「改正男女雇用機会均等法」施行
・「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
・「改正育児・介護休業法」施行
・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
- 2014
2015
2017
2018
2020
2022
2023
2024
2026 ・「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行
・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定
・「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」施行
・「政治分野における男女共参画の推進に関する法律」施行
・「男女共同参画基本計画(第5次)」策定
・「改正育児・介護休業法」施行
・「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
・「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
・「改正女性活躍推進法」の施行
・「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行

世界の動き

- 1975 ・国際婦人年(目標:平等、発展、平和)
・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)
・「世界行動計画」採択
- 1976 ・国際婦人の10年(～1985年)
- 1979
1980
1985 ・「女子差別撤廃条約」採択
・国際婦人の10年中間年世界会議開催(コペンハーゲン)
・国際婦人の10年ナイロビ世界会議
・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
- 1993 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
- 1995 ・第4回世界女性会議開催(北京)
・「北京宣言」及び「行動綱領」採択
- 2000 ・女性2000年会議開催(ニューヨーク)
- 2005 ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)
- 2015 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ

あなたの悩みを聞いてくれる、 相談機関に相談しましょう。

秘密は
必ず守って
くれます。



相談窓口

高校生のみなさんが悩んでいるあらゆることについての相談の窓口です。
デートDVや彼氏、彼女についての悩みも、まずは電話してみよう。

福井児童相談所

TEL: **0776-35-1581** (8:30~17:15)
TEL: **0776-35-1781** (24時間365日いつでも対応
しています。)


障がい福祉・精神保健相談所
(ホッとサポートふくい)

TEL: **0776-58-3710** (月~金曜 9:00~17:00)
(相談専用)

敦賀児童相談所

TEL: **0770-22-0858** (月~金曜 8:30~17:15)


教育総合研究所 教育相談センター

 **0120-0-78310** (24時間)
TEL: **0776-51-0511** (月~金曜 8:30~17:15)

嶺南教育事務所 教育相談室

TEL: **0770-56-1310** (月~金曜 8:30~17:15)

警察本部 人身安全・少年課
福井少年サポートセンター「ヤングテレホン」

 **0120-783-214**
TEL: **0776-24-4970**
(月~金曜 8:30~17:15)

警察本部 捜査第一課
性犯罪被害相談電話

#**8103**
 **0120-292-170** (24時間)


(特非)福井県子どもNPOセンター
ふくいチャイルドライン

 **0120-99-7777** (毎日 16:00~21:00)

性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」

#**8891** / **0120-8891-77** (24時間)

福井地方法務局 みんなの人権110番

 **0570-003-110** (月~金曜 8:30~17:15)
※祝日・年末年始を除く

配偶者暴力被害者支援センター

DVについての専門の相談窓口です。DVについて詳しく相談したい場合や、
DVの被害にあっている場合は、専門の相談員に電話してください。

生活学習館 (ユー・アイ ふくい)

TEL: **0776-41-7111** (火~日曜 9:00~16:45)

福井女性相談支援センター

TEL: **0776-35-1725**
電話相談 (毎日 8:30~22:00)
来所相談 (要予約 月~金曜 8:30~17:15)

各健康福祉センター

県内全ての健康福祉センターで相談を付けています。
各健康福祉センターに電話してください。(月~金曜 8:30~17:15)

男性DV相談

TEL: **080-8690-0287** (毎月第1・2・3・4水曜 9:00~13:00)

警察本部 県民サポート課
警察相談専用電話

#**9110** / **0776-26-9110** (24時間)



男女共同参画ハンドブック

主役でいこう!

令和8年6月

福井県未来創造部女性活躍課

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

TEL:0776-20-0319 FAX:0776-20-0632

(法務省委託事業)